

河川占（使）用許可の申請にあたって

●河川占（使）用許可の申請先

- ・ 一級河川 → 県（可茂土木事務所）へ申請してください。
- ・ 準用河川 → 市管理用地課へ申請してください。
- ・ 普通河川（法定外公共物）・・・青線、用水路、排水路 など
→ 市管理用地課へ申請してください。 ※可児土地改良区の管理する水路を除く。

●河川占（使）用許可の申請手続き

- ・ 必ず工事施工前に手続きを行ってください。
- ・ 通常2週間程度の処理期間を要します。（不可決定も同様です）
- ・ 必要な書類 申請書、添付書類とも**2部**
 - 〔1〕申請書 必要事項を記入してください。
「占用の目的」は、詳細に記入してください。
 - 〔2〕添付書類
 - 水路管理者、隣地所有者の同意書**（必要に応じて）
 - 位置図** 住宅地図等。申請場所は赤色で明示してください。
 - 字絵図** 土地所有者を明記してください。
 - 平面図** 一体利用地が把握でき、占用の目的が分かるものとしてください。
占用箇所（占用物）は赤色で明示してください。官民境界を明示してください。
 - 構造図** 設置する構造物全ての構造図を添付してください。
 - 断面図** 現況線と計画線を明確にしてください。舗装構成を含め構造物の名称、寸法を記入してください。道路面より高く施工することは原則不可です。
 - 縦断図** 勾配、敷高を明記してください。
 - 写真** 申請箇所を明示してください
 - その他** 必要に応じて設置する工作物の安全性が確認できる構造計算書・カタログ等
- ・ 隣接地に影響のある場合は、隣接者の承諾書が必要です。
- ・ 水路管理者は、地域により複数の方がみえる場合がありますので注意してください。
- ・ 関係者に承諾を得る場合は、申請図面により構造等を十分に説明してください。
- ・ 原則として、縦断占用は許可されません。
- ・ 工事完了後に完了届（施工写真添付）を提出してください。現地確認を行います。
- ・ 許可時に本年度分の占用料納付書をお渡しします。指定日までに納付してください。（占用許可のみ）

★占（使）用許可後の手続き

次の場合には手続きが必要となります。

- 〔1〕 占用を廃止する場合。（原則として原状に回復していただきます。）
- 〔2〕 占用物件の形状を変更する場合。
- 〔3〕 占用物件を譲渡する場合。
- 〔4〕 占用期間を更新する場合。（占用期間は5年間です。更新時には事前に申請書類をお送りします。）
- 〔5〕 占用者の住所、氏名などが変わった場合。
- 〔6〕 占用目的・用途を変更した場合。

※ 占用料が発生する場合、次年度以降は納付書を郵送しますので、指定日までに納付して下さい。

占用許可（新規・更新・変更）申請書

※新規・更新・変更のいずれかを○で囲んでください。

令和 年 月 日

可児市長様

〒
住所 _____

氏名 _____

担当者

TEL

次のとおり占用の許可を受けたく申請します。

変更・更新の場合の従前の許可年月日及び番号

年 月 日 第 号

占用の目的			
占用の場所	※いずれかを○で囲んでください。 道路（市道 号線・里道） ・ 水路 ・ その他（ ）		
	可児市 番地 先		
占用物件	名称	規模	数量
占用の期間	令和 年 月 日から	占用物件 の構造	
	令和 年 月 日まで 間		
工事の期間	令和 年 月 日から	添付書類	別添のとおり ※位置図、平面図、断面図、現況写真等 概要を示すものを添付してください。
	令和 年 月 日まで 間		
占用料	(初年度) ¥	(算定)	
	(平年度) ¥		
可児市指令用第 号 上記の申請については、別紙の条件を付して許可します。 令和 年 月 日 可児市長 印			

※本申請書は2部提出してください。

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、可児市長に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴えをするときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、可児市を被告として（訴訟において可児市を代表する者は可児市長となります。）、提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決裁のあった日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

また、当該審査請求に対する裁決に不服がある場合は、岐阜県知事に対して再審査請求をすることができます。